百々裏話（100）

おもて　あきら

◎南都雨悦ビノ能

『申楽談儀』の末尾部分は、現存する種彦本系の諸伝本には欠けており、松栖舎文庫旧蔵本にのみ存したが、同書が大正震災に焼失した今となっては、同書を底本とした吉田東伍博士校注の『世子六十以後申楽談儀校異並補闕』（明治41年10月刊）に基づいてそこの本文を読み、その性質を考えざるを得ない。

ところで、その末尾部分には、永享二年の編者秦元能の奥書のあとに、三ケ条の記事、永正十一年の能に関する後人の付加記事、及び本来は別冊の本にあった記事を余白に写した由の注がある「別本聞書」が付載されている。三ケ条の第一条は河内の榎並座の徳寿や田楽増阿弥の獅子舞に関する記事、第二条は声の変化に関する記事であって、ともに世阿弥の談話または行動に基づく元能の追記と認められる。それに対し第三条は、某年の某所に於ける能についての記事であるが、文意が明確でなく、その性質も不分明であった。前の二条に並んでいるので、一応元能の追記と見られているが、特にそれらしい点があるわけではない。右の第三条と、それに続く後人付記の永正十一年の記事とを、岩波文庫本『申楽談義』（表校注）に従って掲出してみよう。

一。シキ三番ノヤウ、ヲンマツリノゴトシ、代物一座、三、二千疋ヅヽナリ、チヤウノヲモテノゴトク、座衆ハミケニソマル、ヒ衆ソレイナリ、チヤヽモ、ヲンマツリノゴトシ、ツクリ物モ同、マシノヒ、アメフリテ、ブタイヒカル。〈甲〉

コレハ、チカキ比書附也、〈乙〉

南都アマヨロコヒノ能ノコト、永正十一年イヌノトシ、十月廿八日ノ能、ワキハクジナリ、コノ時ノワキ、トビニトラレテ、ワキヲヤラル、コンガウハウ二番メ、観世方三番メ、金春方四番メナリ、

〈ワキ〉矢タテカモ、〈二番〉ゲンブクソガ、〈三〉ヲバステ、〈金春新作四〉アツモリ、〈宝〉スミダガワ、サイフ、セウクン、ヤマウバ、〈ユウレイ〉クマサカ、カヅラキ、藤ト、クルマソウ、マツムシ、アキヲイ、カキツバタ、サルサハ、モリ久、以上十七番也〈丙〉

甲の性質について考察するのが目的であるが、その手がかりとなるのが丙である。

丙は永正十一年十月廿八日の南都（奈良）での四座立合の「雨悦びの能」についての記事

《次回予告》

四月例会

4月12日（金）6時
水道橋能楽堂

能　杜若（かきつばた）　若松　宏充
狂言　犬山伏（いぬやまぶし）　和泉　保之

能　小鍛冶（こかじ）　浅井　文義

入場料　二、二〇〇円　一、五〇〇円
一、〇〇〇円　八〇〇円　全席指定

繭の会

3月29日（金）6時
観世能楽堂

能　巴（ともえ）　若松　宏充
狂言　お茶水（おちやのみず）　山本　則直

能　竜虎（りょうこ）　浅見　真広

入場料一、三〇〇円　五〇〇円（学生）
全席自由

と番組であるが、奈良興福寺一乗院関係の文書たる『権官中雑々記』の同年同月同日の条には左の如くある。（『大日本史料』第九編之五、90頁による）

一、廿八日、祈雨願能、為二衆中之沙汰一執行、於二御旅所一四座沙汰、云々。録物二千疋宛、云々。〈丁〉

一、此芸能門役出銭事、諸院家、大童子、以二地下次之儀一可二沙汰一之由…（略）

同じ四座立合能を、丙は「雨悦びの能」（降雨の後に神仏に感謝して奉納する能）と言い、丁は「祈雨願能」（雨乞いのため奉納する能）としていて、両者に食い違いがあるが、どちらが正しいかを推測する手がかりになりそうなのが、丙の記載する当日の番組である。脇能の「矢立賀茂（賀茂）」を初め、「隅田川」「宰府（藍染川）」「藤戸」「杜若」「猿沢（采女）」と水に縁の深い曲が並んでいる。海辺での能ということで、金春新作の「敦盛（生田敦盛）」や「相生（高砂）」も水と無縁ではない。意識的に水に関係ある能を並べた特殊な番組と言えよう。降雨を喜ぶ能であってもおかしい事はないが、降雨祈願の能に極めて似合わしい番組である事は確かであろう。丙の記録者である能役者たちが、降雨についての能を、雨乞いの分をも含めて「雨悦びの能」と通称していた事も想像されるし、これは第三者の記録たる丁の「祈雨願能」が正しいと認めて然るべきであろう。

さて、問題の甲の記事は、丁の文言と奇妙に響き合っている。甲が「式三番ノ様、御祭ノゴトシ」とか、「茶屋モ御祭ノゴトシ」とか、しきりに御祭（春日若宮祭）の能との類似に言及するのは、四座の能が「於御旅所」であったという丁の指摘とつなげれば、すこぶる理解し易い。奈良で「御旅所」と言えば若宮祭のお旅所（春日神社参道傍ら）を措いて他にはない。そこで若宮祭の四座立合能が演じられ、特殊な形の「式三番」もそこで演じられたのである。そのお旅所で、若宮祭と同様四座立合の能が演じられるのであれば、若宮祭の能の形式に準じるのが当然であろう。また、甲が「一座、三、二千疋ヅヽ」と言うのはそのままでは意が通らず、誤写か誤校が含まれているに相違ないが、「一座ニ三千疋」「一座ニ二千疋」「一座各二千疋」などが原形として想定される。そして後の二者である場合、丁が「録（禄）物二千疋宛」と言うのと符合する。甲の「代物」が丁の「録物」にあたる事は言うまでもあるまい。甲は四座の参加を明言していないが、「二千疋ヅヽ」と言うから複数の座の出演である事は確かであり、その点も丁と合う。さらにまた、甲の末尾の「増シノ日、雨降リテ舞台引カル」は、

法大能研編／わんや書店発売

能楽資料集成

第一期・二十冊（予約出版）

◉本書の特色　能楽研究所・観世宗家・鴻山文庫・般若窟文庫等に所蔵される文書から未刊または稀覯の貴重資料を選び翻印・影印し詳細な解説を付す。

只今第一・二回配本中

▼『下間少進集 上』（校訂解説　西野　春雄）
・童舞抄・舞台之図・舞台抄

第一回配本　一、五〇〇円

▼『細川五部伝書』（校訂解説　表　章）
（鴻山文庫蔵細川十部伝書の内の五部）

第二回配本　一、八〇〇円

◉本集成は予約会員に頒布します。

予約申込金一、五〇〇円。

詳しくはわんや書店まで、内容見本送呈申上げます。

わんや書店

一〇一　千代田区神田神保町三の九
振　替《東京》四一六三番
一〇四　銀座店　銀　座　八―七―五

丁の言う如く祈雨願能であれば、一度の演能で効果がない場合に備えて追加演能日が予定されていたのが、当日に雨が降って（目的が成就して）取り止めとなり、仮設舞台を撤去したの意に解され、スンナリと文意が通るのである。

これらの諸点から、甲の記事は、丁が記録する永正十一年の雨乞いの能と同じ催しについてのものと見れば極めて理解し易い事は、誰しも認めざるを得ないものと思われる。

一方、甲の記事は、従来から難解な語句が多いことで学者を苦しめてきた所であるが、その一つである「ヒ衆」は、「座衆」に対する語であるから、座衆以外の人々を意味する「非衆」と推定されるものの、それは『申楽談儀』や他の世阿弥著書に見えない語である。粗末の意らしい「ソレイ」（粗粉？麁粉？）にも同じ事が言える。こうした特異な言葉が使われているのは、甲が世阿弥や元能の時代の記事ではない事を暗示しているように思われる。能の催しに「チヤ〳〵」（茶屋としか解しようがない）が出るのも、江戸初期には例があるが世阿弥時代の事とは考えられまい。「ブタイヒカル」は仮設舞台を作っての能であった事を示すが、奈良での能にそうした記録が現れるのも室町後期以後である。甲が後代の記事である惧れはかなり強いようである。

前述した甲と丁の関連・一致の度合の強さと、右に述べた甲の記事自体が後代のものである可能性の強さを考え合わせると、甲がそれに続く永正十一年の記事（丙）と実は一連のもので、元能による追記ではないとの結論がおのずと導き出されてくる。先に掲出した形から言えば、「コレハチカキ比書附也」（乙）の注は丙のみにかかると見なされるが、それが実は甲への注として書かれたもので、その後にさらに丙を追記したとか、乙・丙を先に書いた後に、乙の右の余白へ甲を追記したとかの形が原形であった事も想像できよう。肝心の本文が吉田博士の翻印のみであり、それは永享二年奥書から「別本聞書」まで行もあけずに一続きにしているのであるから、それが底本たる松廼文庫旧蔵本の形のままであるとは考えられない。松廼舎文庫本にしても、江戸初期の転写本であり、原形からは遠ざかる点をも含んでいたはずである。乙が甲に（又は甲にも）かかる注記であったろうとの右の想像は、許されて然るべきであろう。乙の注が甲にかかるものである可能性をも加えて、『申楽談儀』奥書直後の付載記事の第三条（甲）が永正十一年の「南都雨悦びの能」に関する記事である事は、ほとんど確定的と言えるのではなかろうか。（49・3・25）

好評発売中／内容見本進呈

狂言総覧

野々村戒三 序
安藤常次郎 古川久 共著
三宅藤九郎 小林責

●狂言の舞台鑑賞に利用されることを目的とし、入門書としても役立つ書
●各流現行曲全体の概要を知るための狂言曲目一覧表を収載／口絵カラー写真、本文挿絵、舞台写真とも一二〇葉、舞台上人物配置図版五〇葉／A5判・総五二〇ページ／美麗クロース装箱入
●使用に便利な索引付き

価 四、五〇〇円

狂言集成

野々村戒三 安藤常次郎 共編

●和泉流の狂言及び能アイの曲数は七三四番ほかに「三番叟」「風流」の四番も集録
●『狂言総覧』の姉妹編として必携／A5判・総八七〇ページ／美麗クロース装箱入／昭和初年の春陽堂版を復刻

価 一、二〇〇〇円

株式会社 能楽書林
101 千代田区神田神保町三ノ六
電話03(二六四)〇八四六(代表)